

【用語】東河原村—福井県美山町 無相違—間違いなく、確實に 御作法—きまり、しきたり 取捌—処理すること 印形—印、印判

【解説】往来手形は、往来または往来券ともいう。江戸時代、商用あるいは廻国などで他国へ出る百姓・町人に諸国の関所・番所の通行許可証として下付された身分証明書のことである。発行者は主として本人の檀那寺または名主・庄屋などの村役人であつた。

この文書は、越前国東河原村の漆商人源藏が商売で廻国するため、同村の庄屋が発行した諸国往来手形である。内容は、諸国関所の通行許可願いと途中で日が暮れた場合の止宿願い、さらに病気または病死した時の処置方法などを記している。往来手形は本来、旅行者が出立してから帰国するまで常に携帯すべきものであるが、この手形の場合、勢多郡北橘村の上箱田区有文書として伝存されていることから推定して、漆商人源藏は旅の途中で死去し、その地で埋葬された可能性が高いことをうかがわせる。なお幕府は、旅行者が旅の途中で病氣し、旅が続けられない場合の処置として、元禄元年（一六八八）病人を宿村の継送りで出身地まで返すよう指示した。また、それに掛かる費用も宿割・村割とするよう規定している。